

ID: 3032

担当部署: 総務課

処分の概要	製造施設等の変更許可		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第10条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。 (製造施設等の変更)</p> <p>第10条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 第7条の規定は、第1項の許可に準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日